

本校の校則について

1 校内生活

(1) 登校時刻

S T開始時刻の5分前（午前8時20分）までに登校する。

(2) 下校時刻

| | | 部活動 | | 完全下校 | |
|-----------------|----|-----|-----------------|--------|--------|
| 平常時 | 夏季 | 一般 | 18時15分まで | | 16時45分 |
| | | 部活動 | | | 18時30分 |
| | 冬季 | 一般 | 17時45分まで | | 16時45分 |
| | | 部活動 | | | 18時 |
| 長期休暇中 | | 校舎外 | 7時30分から17時30分まで | | 17時45分 |
| | | 校舎内 | 8時15分から16時まで | | 16時15分 |
| 定期考査中（考査最終日を除く） | | | | 16時15分 | |

※ 夏季（学年末考査後から2学期中間考査まで）

冬季（2学期中間考査後から学年末考査まで）

特別な事情等で残る生徒は、関係の教員から許可を得る。

(3) 欠席等の事前連絡

欠席・遅刻・早退・外出（日課終了以前に校外に出る場合）は、事前に保護者から学習支援クラウドサービス「C l a s s i（クラッシー）」、または電話で連絡してもらう。ただし、定期考査日の欠席・遅刻、感染症に関する連絡は電話でのみとする。

※ 欠席が1週間以上にわたるときはその理由書を、病気の場合は医師の診断書等を提出する。

【遅刻・早退の届け出手順】

ア 遅刻の場合

(ア) S T中に到着の場合は、直接教室へ入室し、担任の指導を受ける。

(イ) S T終了後に到着の場合は、職員室にて入室許可証に理由等を記入して、学年の先生の確認を受け、教科担任に入室許可証を提出して入室し、次の放課に担任に報告する。

イ 早退の場合

早退者は、担任（または学年の先生）の許可を受けた後に早退し、自宅に到着次第、学校（担任）まで電話で報告する。ただし、保護者が学校まで迎えに来た場合はその限りではない。

(4) 忌引

次の場合は忌引とし、出席にも欠席にも扱われない。ただし、授業については欠課として扱う。

ア 父母が死亡したとき（7日以内）

イ 祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき（3日以内）

ウ 曾祖父母、伯叔父母、及び同居家族が死亡したとき（1日以内）

※ 父母の法要は、忌引1日を認める。また、遠隔地の場合は移動日数を加える。

(5) 公欠（通称）

次の各項に該当する場合は「出席扱い」とする。ただし、授業については「欠課」として扱う。

ア 対外運動競技やコンクール等への参加が学校により計画・実施されたもの。

イ 国・地方公共団体及び教育委員会が主催し、校長が承認または推薦した研修等に関するもの。

ウ 心電図検査、尿検査、内科検診等の結果、早期に精密検査が必要と判断され校長が承認したもの。

(6) スマートフォン等情報端末

個人のスマートフォン等情報端末を学校に持ってきた場合は、電源を切り学校の敷地内では使用しない。ただし、以下の場合を除く。

ア 授業や部活動等での使用の指示があった場合

イ 教員に申し出て使用許可を得た場合

ウ 自動販売機の飲み物を購入する場合

エ 帰りのS T後以降、マナーやモラルに留意した使用をする場合

オ 休日に、マナーやモラルに留意した使用をする場合

※ ただし、土曜セミナーや模試日については、全日程終了後とする

(7) 昼食

昼休みに各HR教室でとることとするが、S教室やC教室でとってもよい。

(8) 学校施設・備品を使用する場合

学校の施設・備品を使用する場合は、事前に関係の職員に届け出て、許可を得るとともに、使用後も報告する。

(9) 印刷物の掲示・配布、アンケートや署名活動等を行う場合

事前に担任へ届け出て、生徒指導部の許可を得る。

(10) 所持品の管理

所持品にはすべて記名し、他人のものを無断で借用しない。

(11) 拾得物等の届け出

拾得物、紛失物は速やかに届け出る。

(12) 盗難防止及び貴重品管理

ア 学校生活に必要なもの及び高価なものを持ち込まない。

イ 貴重品については、自己管理を徹底する（貴重品袋を活用するなどして、盗難防止に努める）。

ウ 学校行事や移動教室での授業では、担当生徒が教室を施錠する。

エ 盗難被害にあったときは、「事件発生報告書」を担任へ届け出る。

(13) 異動の届け出

住所等に異動があった時は、速やかに担任へ届け出る。

(14) 生徒証

再交付を申請する場合は、「生徒証再交付願」を担任へ届け出る。

2 登下校

(1) 時間

登校時刻及び下校時刻を守る。

(2) 服装

「4 服装・身だしなみ規定」を参照する。

(3) 自転車通学

自転車通学は許可制とし、許可条件・遵守事項を守る。

※ 詳細は「入学のしおり」を参照する。

ア 許可の条件等

- (ア) 「あいちの高校生 自転車安全利用 5 則」や、交通ルール、交通マナーを守れる生徒であること

【あいちの高校生 自転車安全利用 5 則】

- | |
|-------------------|
| ① 車道は原則として左側を通行する |
| ② 交差点では信号と一時停止を守る |
| ③ 夜間はライトを点灯する |
| ④ 「ながらスマホ」をしない |
| ⑤ ヘルメットを着用する |

- (イ) 自宅から学校までの最短距離が 1.5km 以上であること
- (ウ) 自宅から学校まで自転車を利用する生徒であること（途中の駅やバス停から学校までの使用は許可しない）
- (エ) 自転車損害賠償責任保険等へ加入していること
- (オ) 雨合羽を所有していること
- (カ) 原則として、毎日自転車で通学する生徒であること

イ 遵守事項

下記の条件を満たす自転車であること

- (ア) 安全が確保されるもの
- (イ) ベルがついているもの
- (ウ) ライトがつくもの
- (エ) ブレーキが前後とも利くもの
- (オ) 鍵がついているもの（2ロックを推奨）
- (カ) 反射材（鏡やシール）がついているもの
- (キ) スタンドがついているもの
- (ク) 防犯登録がしてあるもの

ウ 制服着用時に、スカートを着用しての自転車の運転に危険を感じる場合は、以下に留意して自由服を着用してもよい。

- (ア) 制服と私服を組み合わせるときは、品位を保つ。

※ よくない例

- ・ズボンと制服スカートの重ね着
- ・ジャージ等ズボンとセーラー服の組み合わせ

- (イ) 学校に到着したら、更衣室にて制服に着替える。

(4) 交通安全及び運転免許証取得の禁止

ア 交通ルールを遵守し、事故・違反のないように注意する。

イ 交通事故・違反のあった場合は、「交通事故に関する報告書」を担任へ届け出る。

ウ 原付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許証の取得は原則として禁止する。

※ やむを得ない理由等で取得を希望する場合は、担任を通じて生徒指導部へ届け出て、校長の許可を得る。

エ 電動キックボードは使用しない。

(5) 交通途絶の場合

- ア 登校に当たっては、安全に十分配慮する。
- イ 交通困難で欠席する場合は、その旨を担当へ連絡する。

(6) 「暴風警報」発表時の登校及び授業

名古屋地方気象台が、豊田市西部に「暴風警報」を発表した場合

ア 登校前

- (ア) 始業時刻（8時25分）2時間前までに解除されたときは、平常どおり授業を実施する。
- (イ) 始業時刻2時間前から午前11時まで解除されたときは、解除後、2時間を経ってから授業を開始する。
- (ウ) 午前11時以降、警報が継続しているときは、当日の授業を実施せず自宅学習とする。
- (エ) 上記(ア)・(イ)の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶により登校が困難なときは本校（担任）へ連絡し、登校を見合わせる。
- (オ) 各自の住居所在市町村に「暴風警報」が発表されている場合も上記に準ずる。

イ 登校途中

登校の途中で警報の発表を知ったときは、安全に配慮して直ちに帰宅する。

ウ 在校中

学校からの指示を受け行動する。

エ 休日及び長期休業中

登校してはいけない。

(7) 「特別警報」または「危険警報」発表時の登校及び避難

名古屋地方気象台が、愛知県に「特別警報」または「危険警報」を発表した場合

ア 登校前

警報が発表された日は、解除にかかわらず休校とする。

イ 登校途中

登校の途中で警報の発表を知ったときは、安全に配慮して直ちに帰宅する。ただし、登校した生徒は学校からの指示を受け行動する。

ウ 在校中

学校からの指示を受け行動する。

エ 休日および長期休業中

登校してはいけない。

(8) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

原則として通常どおりの日程で授業を行う。校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、既に校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備する。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

原則として通常どおりの日程で授業が行われ、授業終了後に速やかな帰宅となる。校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）、既に校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。

- ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合
通常どおりの日程で授業及び校外活動を行う。

3 校外生活

(1) 生活

- ア 責任ある行動に留意し、問題行動（飲酒・喫煙・薬物乱用・万引き・深夜徘徊・無断外泊・交通非行・危険箇所への立入り等）がないようにする。

※ 午後11時以降の青少年（18歳未満の者）の外出は、「愛知県青少年保護育成条例」で禁止されており、補導の対象となる。

- イ 情報モラルを向上させ、個人情報の流出・漏洩によるプライバシーの侵害、他人に対する誹謗・中傷、差別的な書き込み、画像等の安易な掲載等による人権侵害などがないよう、情報端末の適正利用を心がける。また、SNSによる事件等に巻き込まれないように留意する。
- ウ 公共の場におけるモラル・マナーの向上に努める。
- エ 振り込め詐欺など、悪質な詐欺事件に巻き込まれないように留意する。

(2) 交通安全

- ア 交通ルールを遵守し、事故・違反のないように注意する。
- イ 交通事故・違反のあったときは、「交通事故に関する報告書」を担任へ届け出る。
- ウ 自転車乗車時はヘルメットの着用に努める。
- エ 原付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許証の取得は原則として禁止する。
- オ 愛知県内の高等学校で実施している『四ない運動』（「バイク・車の免許を取らない」「バイク・車を買わない」「バイク・車に乗らない」「バイク・車に乗せてもらわない」）を遵守する。

(3) アルバイト

- ア 原則として禁止する。
- イ やむを得ない理由等で実施を希望する場合は、その実態について事前に保護者及び担任と相談し、「アルバイト許可願」にて担任を通じて生徒指導部へ届け出て、校長の許可を得る。

(4) 「学校学生生徒旅客運賃割引証」（学割）が必要な場合

以下の書類を担任へ届け出る。

- ア 「学校学生生徒旅客運賃割引証交付願」（学割交付願）
ただし、必要日の3日前（土日・学校閉庁日を除く）までに届け出ること。
- イ 「保護者同意書」
ただし、成年年齢（18歳）に達している生徒や保護者が同行する場合は不要。

(5) 外国旅行をする場合

以下の書類を担任へ届け出る。

- ア 「旅程の概要」（任意の様式）
出発日時、航空便名、コース、宿泊場所、帰着日時が記載されたもの。
- イ 海外派遣事業などにおいては、派遣団体の性格を説明する書類（団体責任者、引率責任者の役職・氏名を含む）
- ウ 「保護者同意書」
ただし、保護者が同行する場合は不要。

(6) ラーケーションの日を取得する場合

- ア 「ラーケーションの日取得申請書」を原則1週間前までに担任へ届け出る。
- イ ラーケーションを取ることができない日として学校が指定した日以外で、年間3日まで取得できる。
- ウ 取得日は「欠席」にはならないが、授業については「欠課」として扱う。
- エ 取得日に実施した授業に対する補充等を学校では行わない。

4 服装・身だしなみ規定

日頃より、社会通念に照らして自らの身だしなみを考え、整える。

(1) 従前の制服

ア 詰め襟タイプ

(ア) 冬制服

- a 上着は黒色詰襟「標準学生服」とする。
- b ボタンは学校指定のものとする。
- c 襟はラウンドタイプとし、左前の位置に校章（バッジ）をつける。
- d ズボンは、1タックまでの「標準学生服」とする。

(イ) 夏制服

- a 上衣は学校指定の白色半袖の開襟シャツ（左袖にマーク刺繍）とする。
- b ズボンの規定は冬制服と同様（生地のみ夏素材可）とする。

(ウ) その他

学校指定品以外として、白色無地の長袖カッターシャツ（ワイシャツ）を着用してもよい。

イ セーラー服タイプ

(ア) 冬制服

- a 上衣は学校指定のセーラー服とする。
- b リボンは学校指定のものを蝶結びにする。
- c 入学式、卒業式のときは、襟カバーを外す。
- d 左胸の位置に校章（バッジ）をつける。
- e スカートは、上衣と同色（紺色）で、ひだの数は24～28とする。

(イ) 夏制服

- a 上衣は学校指定の白地の半袖、または長袖のセーラー服（襟カバーはなし。左袖にマーク刺繍）とする。
- b スカートは冬制服と同様（生地のみ透けにくいポプリン等）とする。

(2) 新制服（すべて制定品）

ア I型必須品

(ア) ブレザー

- (イ) 長袖シャツ（ラベンダー色）
- (ウ) スラックス（無地紺色）
- (エ) ネクタイ（長袖シャツ専用）

イ II型必須品

- (ア) ブレザー
- (イ) 長袖ブラウス (ラベンダー色)
- (ウ) スカート (無地紺色)、またはスラックス (無地紺色)
- (エ) リボン、またはネクタイ (長袖ブラウス専用)

ウ I型II型共通の希望品

- (ア) 半袖ポロシャツ (ラベンダー色、紺色)
- (イ) ニットベスト (ラベンダー色、紺色)
- (ウ) セーター (紺色)

エ I型希望品

- (ア) 薄手スラックス (チェック柄)

オ II型希望品

- (ア) 薄手スカート (チェック柄)
- (イ) 薄手スラックス (チェック柄)

(3) ドレスコード

※ドレスコードとは、場所や時間、場面に相応しい服装の基準やルールのこと。

ア 4月および11月から3月

- (ア) 本校の制服を着用する。ただし、新旧制服を組み合わせない。
- (イ) 冬制服、夏制服の更衣時期は設けない。
- (ウ) スカート丈は、膝中心から膝が隠れる長さとする。
- (エ) ネクタイ、リボンの着用は任意とする。ただし、指示された場合は着用する。
- (オ) 靴下は、白、黒、紺、グレー、茶、ベージュ色を基調としたものとする。
- (カ) ニット類は、白、黒、紺、グレー、茶、ベージュ色で無地単色のもの (ベスト、セーター、カーディガン) であれば、本校制服以外のものを着用してもよい。

イ 5月から10月

- (ア) 本校制服以外の衣服を着用してもよい。ただし、色やデザイン (露出、柄、メッセージ性など) は、学校生活にふさわしい範囲とする。
- (イ) 他校の制服は着用しない。
- (ウ) 式典、講演会、発表会等、制服の着用を指定された日は、本校の制服を着用する。

ウ 通年

- (ア) 以下についても、色やデザイン (露出、柄、メッセージ性など) は、学校生活にふさわしい範囲とする。
 - a シューズ (通学用、体育館用)
 - b カバン
 - c ベルト
 - d 帽子 (熱中症、防寒対策)
 - e 防寒着 (コート、ジャケット、ブルゾンなど)
 - f 防寒具 (手袋、マフラー、ネックウォーマー、イヤーマフなど)
 - g 膝掛け
 - h ストッキング、タイツ

i ヘアゴム、ピン、シュシュ

(イ) 運動時（体育、部活動など）以外で、体操服に類する衣服を着用することは好ましくない。

(4) その他

ア 校内上履

学年色の本校指定品（防災用スリッパ）を着用する。

イ 帽子、防寒着、防寒具

(ア) 原則、教室内では着用しない。

(イ) 防寒着の収納は、たたんでロッカーの中へ入れるか、整理整頓してロッカーの上に置く。

ウ 膝掛け

考査時は使用しない。

エ イヤフォン、ヘッドフォン

校内では着用しない。ただし、学習で使用する場合は、教室内に限り着用してもよい。

オ 異装

やむを得ない理由で異装を希望する場合は、「異装許可願」を担任に届け出る。

(5) 身だしなみ

ア 頭髪

(ア) 長さについての規定は、特に設けない。品位と清潔を保てるよう、自ら整える。

(イ) パーマ・カール・染色や特殊な技巧はしない。

イ その他

(ア) カラーレンズの眼鏡やカラーコンタクトは使用しない。

(イ) ピアスの穴をあけたり、装着したりしない。

(ウ) つめに加工をしない。

(エ) 化粧をしない。

(オ) アクセサリーなどの装飾品を身に付けない。

6 特別指導

次のような行為があれば、特別指導（校長訓戒や家庭謹慎等）の対象になる。また、内容によっては、学校教育法施行規則第26条に基づく退学等の懲戒が行われることもある。

- (1) 違法行為・重大な校則違反・倫理的に許されない行為 窃盗・器物損壊・恐喝・暴力・暴言・ネット上での誹謗中傷、肖像権の侵害・いじめ・飲酒・喫煙・薬物乱用・不健全娯楽・無免許運転・無断運転免許取得・無断アルバイト・考査での不正行為（答案返却後の改ざんも含む）・悪質な怠学・授業妨害・指導拒否・問題行動の繰り返しなど
- (2) その他学校の秩序を乱すなど、生徒としての本分に反する行為

【校則の見直しの手続きについて】

本校では、現行の校則に関して生徒の代表（生徒会役員）と保護者の代表（PTA地区学年委員会等）の意見を聴取する機会を設けている。そこで示された意見と時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、学校側が校則を改定している。

本校則は、令和8年4月1日から施行する。